

## 既存建築物等の建築基準法適合状況調査業務約款

岡山県建築住宅センター株式会社

### (責務)

- 第1条 依頼者(以下「甲」という。)及び岡山県建築住宅センター株式会社(以下「乙」という。)  
は、この約款及び既存建築物等の法適合状況調査(以下「法適合状況調査」という。)業務規程(乙  
が別に定めた規程。以下「規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」  
という。)を履行する。
- 2 甲は、乙への既存建築物等の建築基準法適合状況調査依頼書及び添付図書について事実と相違  
ない事を記載しなければならない。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって法適合状況調査業務(以下「業務」という。)を行  
わなければならない。
- 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければ  
ならない。
- 5 甲は、乙が別に定める既存建築物等の建築基準法適合状況調査手数料規程に基づき算定された  
額の手数料を、第3条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。  
い。
- 6 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内  
において、規程に定める対象建築物等の必要な情報を遅滞なく、かつ、正確に乙に提供しなけれ  
ばならない。
- 7 甲は、乙の業務において、対象建築物等の法適合状況調査依頼に係る図書に関し、乙の審査に  
おいて必要と認められる追加説明等の求め、又は不備や不明確な点等の指摘に対し、所要の図書  
等を添えるなど説明等の追加又は訂正等必要な措置をとらなければならない。この場合、乙が期  
限を明示したときは、当該期限内にこれを行わなければならない。現場検査における追加説明等  
の求めについても同様とする。
- 8 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等及びその敷地等に立ち入り、業務上必要な審査又は  
検査を行うことができるよう協力しなければならない。

### (業務期日)

- 第2条 乙は、この契約が締結された日(以下、「契約日」という。)以降、業務を実施するものと  
し、業務期日においては、依頼者と協議の上、定めるものとする。
- 2 乙は、甲が前条第6項から第8項までに定める責務を怠った時、その他乙の責に帰することが  
できない事由により、業務を完了することができない場合は、甲に対しその理由を明示し業務期  
日の変更を請求することができる。この場合において必要と認められる業務期日の延長、その他  
の必要事項については甲乙協議して定める。

### (手数料の支払期日)

- 第3条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 支払方法が現金の場合は、契約日
  - (2) 支払方法が振込みの場合は、契約日から7日以内(金融機関の休日となる場合は、翌営業日とする。)
- 2 前項第2号に掲げる支払期日は、事前に甲と乙との間において協議した場合は、別に定める日とする。

#### (手数料の支払方法)

第4条 甲は、手数料を前条の支払期日までに、現金又は乙の指定する銀行口座に振込みで支払うものとする。なお振込み費用は甲の負担とする。

#### (依頼の変更)

第5条 甲は、法適合状況調査報告書の交付前までに甲の都合により対象建築物等の法適合状況調査依頼を変更する場合、変更依頼書(様式 法適第4号)を提出し、乙との協議により、業務内容の変更を行う。

- 2 前項の業務内容の変更については、規程第7条第5項の規定を準用する。

#### (甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を誠実に執行せず、また、その見込みのないとき。
  - (2) 乙が、この契約に違反したことに付き、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知して、この契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、又当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### (乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第1条第5項に掲げる手数料を第3条の各号に定める支払期日までに支払わない場合。
- (2) 甲が、この契約に違反したことに付き、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

- (3) 前各号のほか、不可抗力により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また、当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。
- また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責に応じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

**(秘密保持)**

第8条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

**(別途協議)**

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上、定めるものとする。

**附 則**

この約款は、平成30年 11月 1日から施行する。